

【工事監理における確認状況の報告資料について】

提出資料	内容	備考
チェックリスト	<p>中間検査申請書第4面に記入の上添付してください。 注) これまで中間検査申請時に添付をお願いしていた小田原市 中間検査チェックリスト(構造別5種類)につきましては添付 義務はありません。</p>	
工事写真	<p>検査時点までの施工状況が判る写真を提出してくだ さい。黒板等により施工内容、施工部位を明示してく ださい。</p> <p>(撮影内容/全物件共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎根切り施工時の地盤の状態や床付けの状況。 ・各部の配筋(ピッチ、鉄筋サイズ、かぶり厚、開口 補強等)の施工状況 ・型枠の施工状況 ・コンクリートの出来型(スケール等をあてて撮影) ・アンカーボルトの種類、設置状況 ・鉄骨の柱、梁のサイズ、仕口の加工状況 ・高力ボルト接合部やアンカーボルトの緩み防止等の 施工状況 <p>(撮影内容/木造建築物の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎の施工状況(配筋、コンクリートの出来型、 アンカーボルトやホールダウン金物等の設置) ・筋交いや耐力壁の施工状況 ・各部接合用金物の設置状況(代表部分で可) ・仕上げ後に隠れてしまう部分の施工状況 	検査後返却可
施工報告書 試験成績表	<p>中間検査時は報告書ができているところまで用意し てください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工状況報告書(鉄骨工事)※ ・施工結果報告書(コンクリート工事)※ ・出荷証明書 ・材料検査成績表 	<p>※建築行政情報セ ンター(ICBA)のホ ームページにある 「構造審査・検査の 運用解説」に掲載さ れている様式4・5 返却します。</p>
木造の構造関係 資料 (確認申請時省略 資料(4号特例))	<p>建築確認時に建築基準法施行令第10条第1項第4号 の特例により図書省略されて申請された場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋かい計算、バランスチェック ・金物の配置の根拠とした資料 ・各階及び基礎伏図(筋かいの種類・位置、金物の 種類・位置などが明示された図書) ・全ての通りの軸組み図(複雑な形状の建築物の場合) 	